

文部科学大臣
高木 義明 殿

東日本大震災津波に関する要望書

平成 23 年 6 月 30 日

岩 手 県 知 事 達 増 拓 也
岩手県教育委員会委員長 八重樫 勝

目 次

I きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実

- 1 特例的な財政支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 被災した児童生徒等へのきめ細かな対応・・・・・・・・ 3
- 3 被災した学校等に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 災害復興に伴う埋蔵文化財調査等への人的、財政的支援について・・・・ 4
- 5 文化財修復費用の補助制度の拡充について・・・・・・・・ 4
- 6 新たな制度の創設について・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 7 私立学校の災害復旧について・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 8 私立学校幼児児童生徒等の経済的負担の軽減に対する財政的支援の拡大につ
いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 9 私立幼稚園への経常費助成について5月1日を基準日とした運用の緩和・・ 7
- 10 私立学校の被災時の電源確保に対する支援について・・・・・・・・・・・・ 7

II 環境放射能モニタリングの強化及び支援等

- 1 福島第一原発事故に対応した環境放射能モニタリングの強化及び支援に
ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

III TOHOKU国際科学技術研究への支援

- 1 岩手県沿岸地域への国際的防災研究拠点の構築・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 いわて三陸国際海洋研究拠点の構築・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 素粒子・エネルギー研究拠点の構築・・・・・・・・・・・・ 11

I きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・ 充実

平成 23 年東日本大震災津波により、多くの尊い命が犠牲になっているほか、多くの方が負傷しております。また、津波による建物の損壊等により甚大な被害が生じるとともに、3 か月を経過した現在も多くの県民が避難生活を余儀なくされております。

このような極めて過酷な被災状況下において、速やかに幼児児童生徒等のための適切な教育環境を確保するため、以下について特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1 特例的な財政支援

(1) 手厚く迅速な財政支援について

大地震に加え大津波による複合的で過去に例を見ない未曾有の大災害であることに鑑み、災害復旧事業及び災害関連事業等について、激甚災害指定以上に手厚い全面的な財政支援を要望します。

(2) 災害復旧事業関連業務の柔軟な対応について

災害復旧事業関連業務については、見積書等の活用による設計書作成の省略など、事務手続きの大幅な簡素化を要望します。

(3) 教育関係施設の復旧について

被災した公立の教育関係施設（学校、図書館、博物館、体育施設、自然の家等）の災害復旧工事、改築工事に対する全面的な財政支援を要望します。

また、津波浸水区域にある学校施設及び学区内の被災状況から新築移転する必要がある学校施設については、全て国庫補助対象とするとともに、原形復旧に当たらない防災機能の強化、震災に起因する学校統合のための新築、新築移転復旧に伴う被災学校施設の解体費用、及び応急仮設校舎等の整備に伴う用地取得等に要する費用も国庫補助対象となるよう、補助対象範囲の拡大と全面的な財政支援を要望します。

加えて、現在災害復旧事業の補助対象となっていない、教育研修施設の復旧事業等を補助対象とするよう、公立学校施設災害復旧費国庫負担法の対象範囲の拡大を要望します。

さらに、復旧の支障となる被災した教育関係施設敷地内のがれき等の災害廃棄物の早期撤去と当該費用の全面的な財政的支援を要望します。

(4) 教職員の住居の確保について

被災地域で多くの教職員が住居を失っており、教職員の住居の確保のため、被災地周辺の既存教職員住宅の改修費用や、応急仮設教職員住宅設置及び校地に隣接しない教職員住宅の災害復旧に要する事業についても国庫補助対

象となるよう、補助対象範囲の拡大等による財政支援を要望します。

(5) 義務教育費国庫負担金負担率の嵩上げについて

被災地の復興に必要な多額の財源を確実に確保するため、復興期間中については、国の当該国庫負担率を3分1から全額負担とすることを要望します。

(6) 被災した高校生が学校教育で必要とする経費に対する支援について

生活基盤を失った高校生が教育を受けるに当たって、早急に必要とされる教科書、教材、文房具、通学用品、運動着等の学用品及び災害共済金等保険料、給食費等について、緊急に県で措置した支援策に対する財政支援を要望します。

2 被災した児童生徒等へのきめ細かな対応

(1) 被災した小学校・中学校の児童生徒に対する就学援助の実施に伴う財政的な支援の継続・拡充について

就学援助事業については、被災児童生徒就学支援等臨時交付金により財政措置をいただいているところですが、給食費及び通学費に係る国費支援上限額を撤廃するとともに、次年度以降も継続的な財政措置を行うよう要望します。

(2) 通学手段となるバスの運行委託経費等の支援について

被災した児童生徒の通学手段の確保については、上記の国費支援上限額撤廃のほか、当該就学援助事業の対象とならない児童生徒の通学手段確保策に要する経費への十分な支援措置、学校の設置者がバスを購入する場合のへき地学校に対する補助制度を被災地の学校に適用するなどの適用範囲の拡大のほか、被災に伴う通学手段の確保策を含む補助要件の拡大、補助率の嵩上げ、高等学校への適用範囲の拡大を要望します。

(3) 被災した高校生等を対象とした奨学金制度の拡充について

被災して生活基盤を失った高校生及び大学生に対し、給付型奨学金制度を創設するとともに、県が奨学金を増額し貸し付けるために必要な基金造成に対する継続的な財政支援を要望します。

(4) 児童生徒の居場所づくりの充実について

学校再開に伴い、児童生徒の放課後及び土日、長期休業中において、児童生徒の心の拠り所となる、安全で安心な居場所づくりが必要であることから、児童生徒の居場所の開設経費や、居場所の運営を兼ねた学習アドバイザー等を確保するための経費等の全面的な財政支援を要望します。

(5) 大学入試センター試験について

北里大学三陸キャンパスの一時閉鎖により、大船渡市周辺の試験会場がなくなる恐れがあります。被災した高校生が進学を断念しないよう配慮する必要があることから、これまでどおり大船渡市周辺に大学入試センター試験会場を確保するよう要望します。また、大学入試センター試験の検定料については、被災した生徒については全額免除とするよう要望します。

3 被災した学校等に対する支援

(1) スクールカウンセラーについて

被災した児童生徒・保護者及び教職員の心を支えるためのスクールカウンセラー等の派遣費用については、第一次補正予算（緊急スクールカウンセラー等派遣事業）において財政措置をいただいているところですが、長期的な支援が必要と考えられることから、全面的な財政支援を継続するよう要望します。あわせて、臨床心理士の確保についての支援を要望します。

(2) 教職員の加配について

被災した児童生徒へのきめ細かな支援及び学校復興のために必要十分な教職員の継続的な加配措置を要望します。

加えて、復興期間中の学校からの加配要望に柔軟に対応するため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令並びに公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令による区分ごとの加配申請・配分ではなく、基礎定数の一定割合（例えば20%）を震災復興加配として一括措置することを要望します。

また、被災者の避難生活等の影響により、被災地側、受入側の各学校における児童生徒数の大幅な変動が予想されることから、教職員の配置基準の弾力的な運用に対する配慮を要望します。

4 災害復興に伴う埋蔵文化財調査等への人的、財政的支援について

被災地の迅速な復興のため、住宅建築及び都市基盤整備に関わり発生する埋蔵文化財調査等に対する全面的な財政支援と専門職員の派遣支援を要望します。

5 文化財修復費用の補助制度の拡充について

被災した文化財の早急な修復を図るため、現行制度の国指定の文化財の国庫補助の更なる嵩上げと、現在、国庫補助対象となっていない、県及び市町村指定の文化財も補助対象とすること。

6 新たな制度の創設について

(1) 被災によって親を失った児童生徒等への支援制度の創設について

被災によって親を失った児童生徒をはじめ、被災地の子どもたちが放課後や週末、長期休業中に交流したり、様々な体験活動を行ったり、心のサポートを受けるなど、子どもたちの健やかな成長を長期的に支援する仕組みづくりが必要であることから、その整備及び運営に要する経費について、全面的な財政支援制度の創設を要望します。

(2) 公立文教施設整備一括交付金制度の創設について

現在の国庫補助対象を公立学校施設に限定せず公立文教施設に拡大し、応急仮設校舎及び本復旧に係る土地の確保に係る経費等や、震災津波により校舎を建て替える際の防災機能強化、震災津波の影響等による学校統合による新築及び解体費用等を補助対象とし、公立文教施設の復旧に要する経費を加えた額（復旧に当たらない防災機能の強化、解体費用等を含め）を一括交付金として関係自治体に交付するとともに交付金の執行に関して権限を委譲し、自治体の裁量に委ねた予算の執行が可能となるよう要望します。

併せて、被災した自治体の構想を十分に反映させるとともに、事務負担の軽減、復興の早急な推進の観点から、災害復旧事務手続きを自治体で完結し、交付金を活用した施設整備の財務省及び会計検査院による検査の対象外とすることを要望します。

(3) 被災した高校生への新たな補助制度の創設について

高校生については就学援助制度がないことから、被災した高校生を対象として、生活保護制度の生業扶助との調整もありますが、学用品費、修学旅行費、医療費等の就学支援の給付について、新たな補助制度の創設を要望します。

(4) 教員をサポートする人材の活用に対する財政的支援について

被災地における学校復興のため、スクールバス等の安全管理、被災した児童生徒宅への家庭訪問や放課後の個別指導など、教員とともに児童生徒の学習や生活等の諸課題に対応する人材が必要であることから、退職教員や教員免許を有しない経験豊かな社会人等を非常勤職員等として採用する場合に必要な経費に対し、新たな財政支援制度を創設するよう要望します。

7 私立学校の災害復旧について

(1) 補助率の大幅な嵩上げ及び幼稚園に対しての国費による全面的支援について

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律における私立学校に対する災害復旧費の補助率は1/2と公立学校の2/3に比較して低いことから、大幅にかさ上げされること、また、大きな被害を受けた幼稚園が多く、園舎建設時の残債や財務基盤、実務体制がぜい弱であることが再建の妨げとなっていることから、特に幼稚園については、国における全面的な支援を要望します。

(2) 災害復旧事業の期間の延長について

津波を受けた市町村において、場所によっては建築制限が行われ、現在地で復旧できない可能性があることから、代替地での園舎建設を災害復旧事業として認めるとともに、復旧には数年かかることが予想されるため、災害復旧事業の期間を延長されるよう要望します。

(3) 教育研究活動復旧事業費補助について

第1次補正予算により措置された教育研究活動復旧費補助については、実施段階において、「学校ごとの災害復旧事業費の補助率」の向上となる仕組みとされるよう要望します。

(4) 災害復旧事務の大幅な簡素化について

今般の激甚災害は広範囲にわたり、災害復旧事業を要する私立学校も多く、災害復旧事務手続の大幅な簡素化の実現を要望します。

(5) 日本私立学校振興・共済事業団融資の償還免除又は猶予等

園舎が流失した幼稚園や、建築後間もなく津波により被災し多くの残債を抱えたまま多額の復旧工事費を要する幼稚園等があることから、各幼稚園の実態に応じた償還金の猶予や免除がなされるよう要望します。

8 私立学校幼児児童生徒等の経済的負担の軽減に対する財政的支援の拡大について

第1次補正予算により被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金が措置され、同交付要綱においては施設費など授業料とみなすことができる負担金についても助成対象とされたところですが、運用の段階において対象経費は各県の既存制度の範囲内と限定され、県毎に生徒が受ける支援内容に不均衡が生じるとともに、本県においては施設費負担金などは対象外となります。

今災害は県境を越え広範囲にわたるものであり、被災児童生徒等の教育を受け

る機会を等しく保障することは国の責務であることから、各県の既存制度に囚われない最大限の運用を要望します。

9 私立幼稚園への経常費助成について、5月1日を基準日とした運用の緩和

津波により通園エリアが被災した幼稚園にあっては、他市町村への一時的な避難や、保護者の経済的な不安から、幼稚園への入園をためらうなど、一時的と見られる園児の減少があることから、これらが回復するまでの間、被災幼稚園に対する支援が可能となる財源措置を要望します。

10 私立学校の被災時の電源確保に対する支援について

今災害の特徴として、地震により停電し、各学校で情報収集できなくなり、避難行動が遅れた可能性が指摘されています。

また、学校を避難所として避難した場合、夜間の照明や暖房などの電源確保が必要となります。

については、発電機や蓄電池など、電源確保に対する策を講じていただくよう要望します。

Ⅱ 環境放射能モニタリングの強化及び支援等

1 福島第一原発事故に対応した環境放射能モニタリングの強化及び支援等について

(1) 国による環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化等

空間線量率、降下物、水道水、土壌、海洋等に係る環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化や、これらの安全基準等の制定と統一的な運用、測定結果・評価結果の速やかな公表、国民への丁寧な説明について、国の責任による確実な実施を要望します。

(2) 環境放射能モニタリング監視体制強化に要する委託費の増額

国からの委託により各都道府県が実施している環境放射能モニタリングについて、東京電力福島第一原子力発電所の事故後、国からの指示に基づき監視体制を強化したことにより生じている費用分の委託費増額を要望します。

Ⅲ TOHOKU 国際科学技術研究への支援

東北全域の復興を目指し、世界のフロントランナーとなる防災研究、海洋研究、素粒子・エネルギー研究の国際的科学研究研究所の誘致・創設に向けて、国家プロジェクトとして取り組むことを要望します。

1 岩手県沿岸地域への国際的防災研究拠点の構築

本災害からの復興、更には、世界で二度と同じ悲しみを繰り返すことなく、人類が自然との共生を図っていくためには、三陸地域をフィールドとし、世界の英知を集めて防災に関する学術的・実践的な研究を行い、その成果の活用・展開と世界へ向けた情報発信を行うとともに、今回の災害の記録・記憶を後世へ正しく継承していくことが重要であることから、これらの取組を総合的に推進していくため、本県に、国が主体となって設置・運営する国際的防災研究拠点を整備することを要望します。

2 いわて三陸国際海洋研究拠点の構築

地震・津波により三陸沿岸域の海洋生態系は激変しており、これまでの長年にわたる海洋生態系の知見の蓄積を生かした海洋研究や三陸海域の豊富な海洋資源の活用研究等を通じた海洋生態系の回復、豊かな海洋環境の再生や水産業の復興が重要であることから、被災した研究機関の復旧について国が全面的な支援を行うとともに、海洋物理、海洋生物、海洋地質等広範な研究機能を集積した海洋に関する総合的研究拠点について国が整備することを要望します。

3 素粒子・エネルギー研究拠点の構築

素粒子・エネルギー研究に関しては、長期的に関連産業の集積や雇用の創出が期待できる国際的大型プロジェクトであり、研究者コミュニティで取組が進められていることから、国際研究機関の誘致に向け、調査費を措置するとともに、加速器空洞等関連研究開発施設の本県へ設置など環境整備を進めることを要望します。